

災害時等における避難場所の相互利用に関する覚書

高崎市（以下「甲」という。）と安中市（以下「乙」という。）は、災害時等における避難場所の相互利用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の住民が甲及び乙の指定する避難場所を相互利用することに関し、避難場所への避難を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害時等において、避難場所の利用を相互に協力要請することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲及び乙は、第1条の要請を受けたときは、自らの被災状況等を鑑み、可能な範囲で協力するものとする。

（避難場所の範囲）

第5条 甲及び乙の住民が相互利用する避難場所の範囲は、協議の上、別途定めるものとする。

（避難者への救護等）

第6条 甲及び乙は、避難場所に避難している相手方の住民に対して、自らの住民と同等に救護・救援活動等を行うものとする。

（経費負担）

第7条 避難場所における相手方住民への救護・救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該住民が居住する市に対して負担を求めることができるものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、避難場所及び避難者の状況に関して、相互に情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書は、覚書締結の日から効力を有し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 5月13日

甲 群馬県高崎市高松町35番地1
高崎市
高崎市長 富岡 賢治

乙 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長 岩井 均